

最高裁判所説明資料

控訴審における終局人員及び破棄人員

	第一審が裁判官裁判	第一審が裁判員裁判										
	平成18年～平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成21年～30年累計
控訴審終局人員	2,455	3	215	452	397	367	356	353	310	300	301	3,054
破棄人員	431	-	11	37	21	26	41	56	43	28	36	299
(破棄率(%))	(17.6)	-	(5.1)	(8.2)	(5.3)	(7.1)	(11.5)	(15.9)	(13.9)	(9.3)	(12.0)	(9.8)

控訴審における終局人員に占める破棄理由別人員の割合

	平成18年～平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成21年～30年累計
事実の誤認(刑訴382条)(%)	2.6	-	-	0.9	-	0.8	2.0	5.1	1.3	1.7	4.0	1.7
量刑不当(刑訴381条)(%)	5.3	-	-	1.1	-	1.4	2.0	0.8	1.9	2.3	1.3	1.2
判決後の情状(刑訴393条2項)(%)	8.4	-	4.7	5.5	4.5	4.4	7.3	9.1	8.7	4.3	6.0	6.1

(注) 1 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷(準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

2 速報値である。

辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳
(選任手続期日の前と当日別)

(平成29年)

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	966			
選定された裁判員候補者の数	120,187			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 79,284 <100.0>	(100.0) 34,899 <44.0>	(100.0) 40,229 <50.7>	(100.0) 4,156 <5.2>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(35.7) 28,286	(68.0) 23,726	(11.2) 4,519	(1.0) 41
疾病傷害(法16条8号イ)	(12.0) 9,486	(18.0) 6,293	(7.6) 3,040	(3.7) 153
介護養育(法16条8号ロ)	(8.3) 6,589	(3.6) 1,246	(12.7) 5,096	(5.9) 247
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(29.7) 23,562	(6.3) 2,190	(47.8) 19,235	(51.4) 2,137
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.4) 1,138	(0.3) 115	(2.1) 863	(3.8) 160
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 6	(0.0) 1	(0.0) 5	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.8) 613	(0.2) 66	(1.3) 537	(0.2) 10
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.4) 1,120	(0.5) 187	(2.1) 847	(2.1) 86
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 632	(0.1) 40	(1.2) 493	(2.4) 99
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 94	(0.0) 12	(0.2) 79	(0.1) 3
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,720	(0.9) 313	(3.5) 1,389	(0.4) 18
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.6) 6,038	(2.0) 710	(10.3) 4,126	(28.9) 1,202

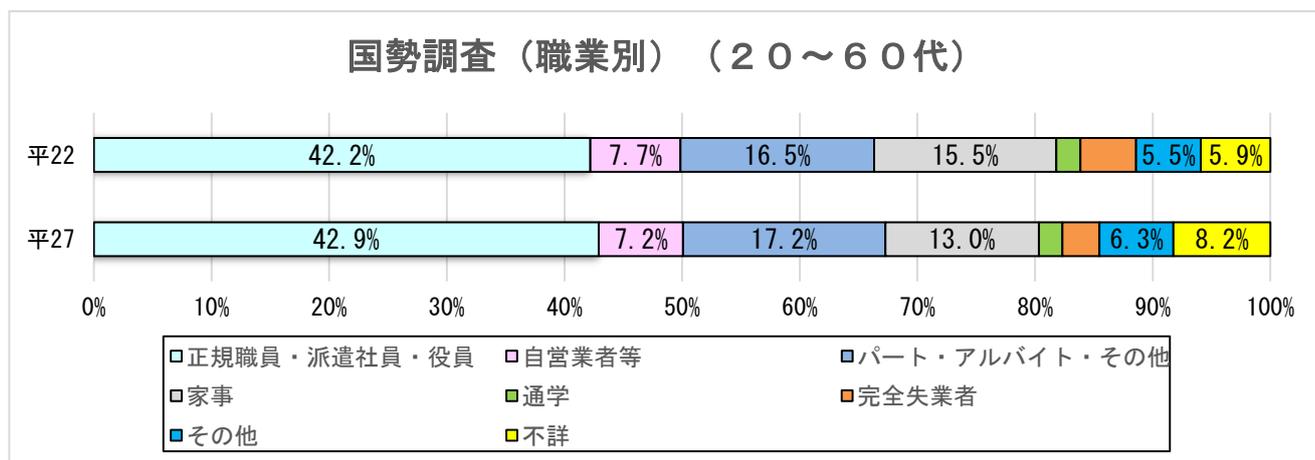
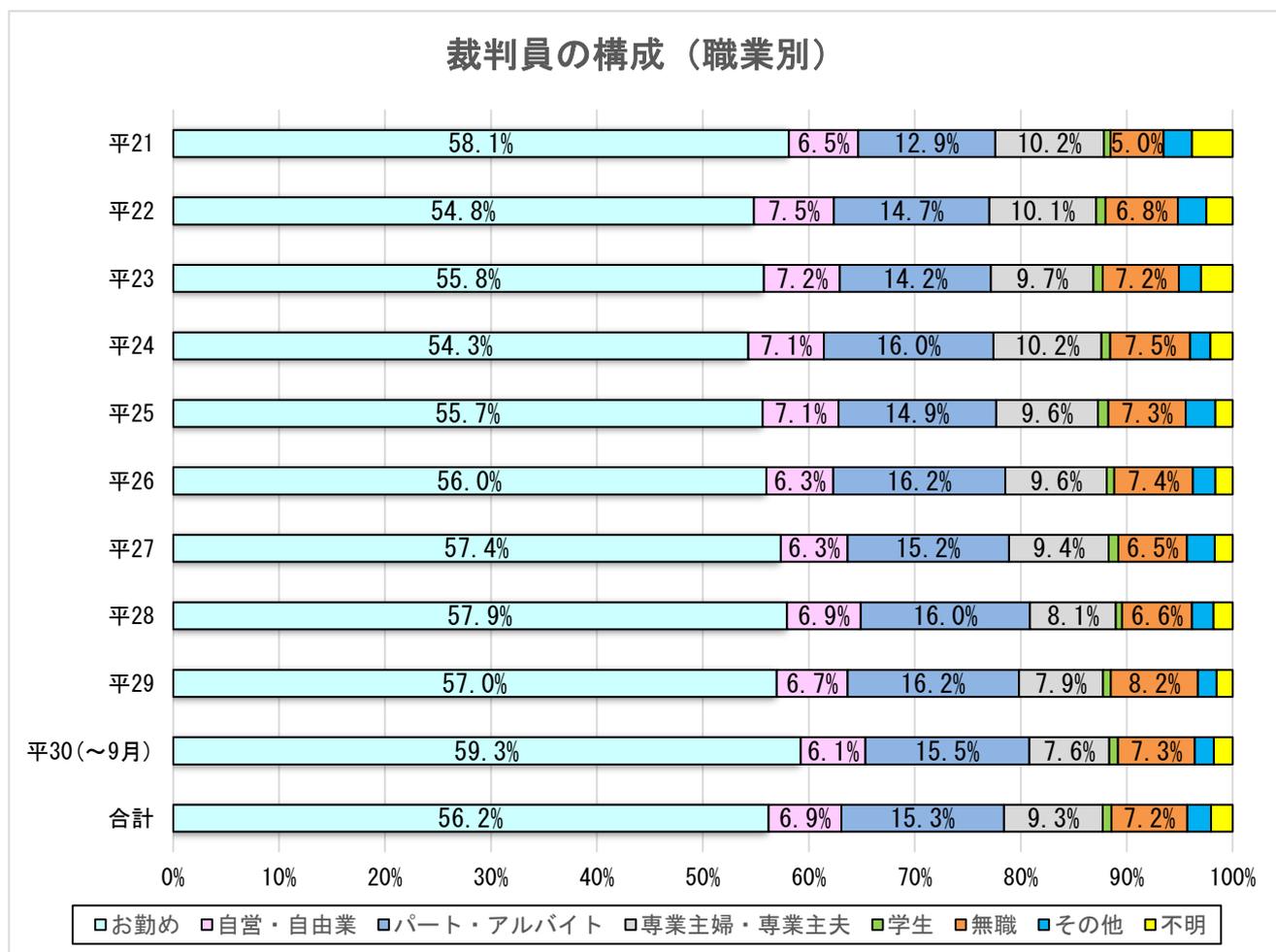
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
2 () は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。
3 < > は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合(%)である。

裁判員裁判対象事件の平均開廷時間の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
平均開廷時間（分）	526.9	649.6	662.3	655.4	607.1	593.8	617.3	622.6	640.4	640.3

（注） 最高裁判事局への個別報告による概数である。

裁判員の構成（職業別）

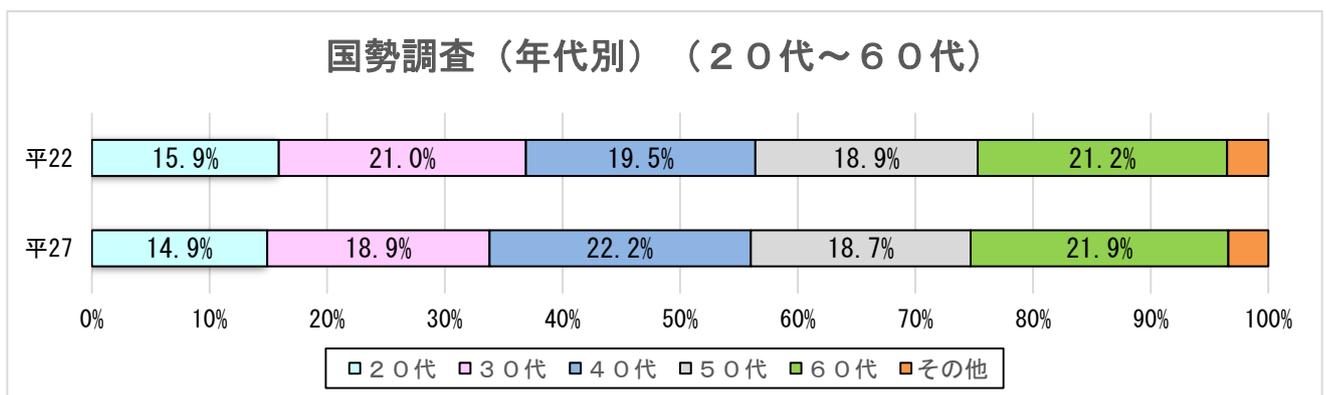
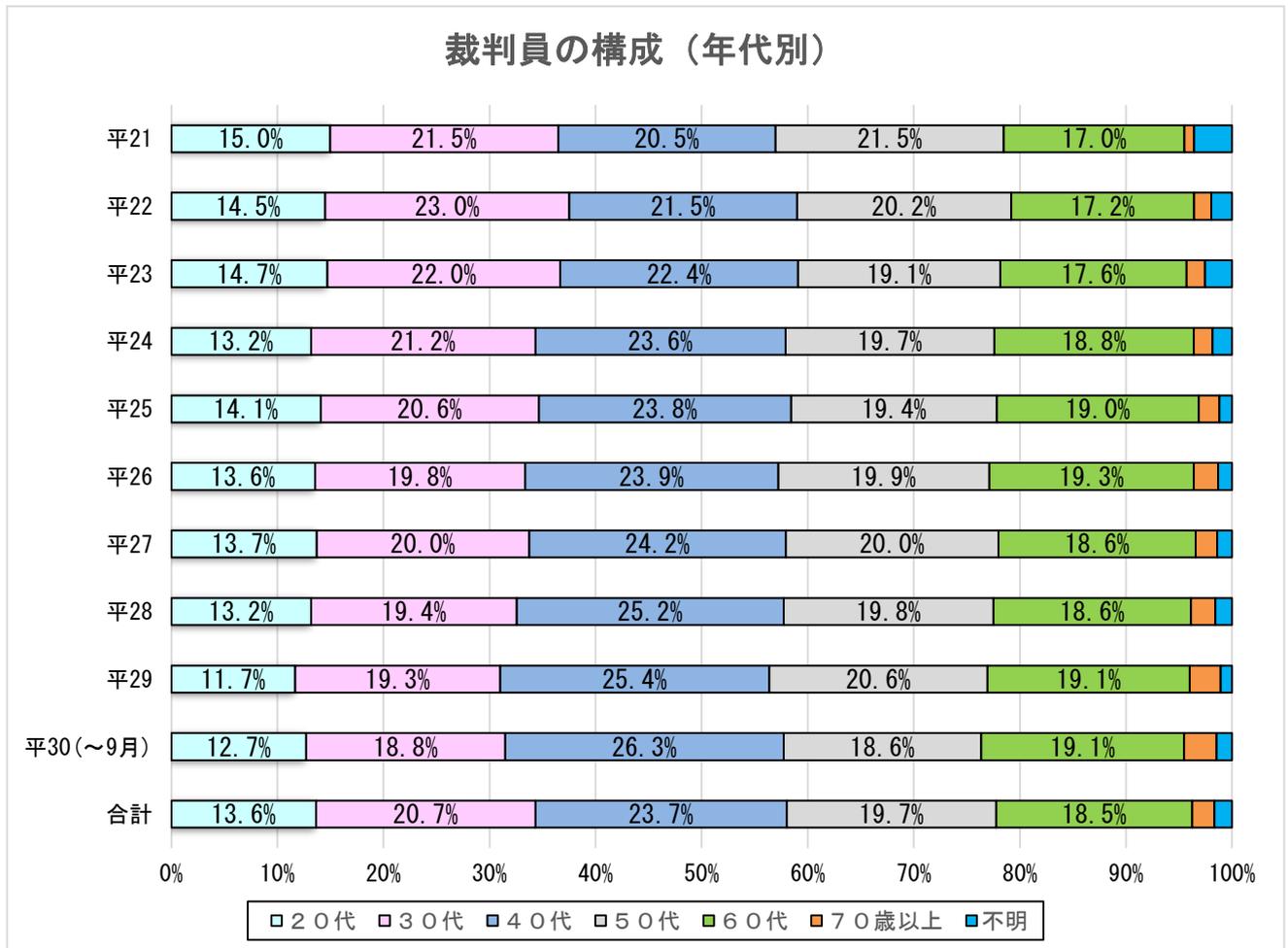


※ 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果による。

※ 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）

※ 国勢調査のグラフは、産業等基本集計（平成22年）及び就業状態等基本集計（平成27年）から「15～19歳」及び「70歳以上」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いて作成した（なお、従業上の地位「不詳」を含まない数値である。）。

裁判員の構成（年代別）



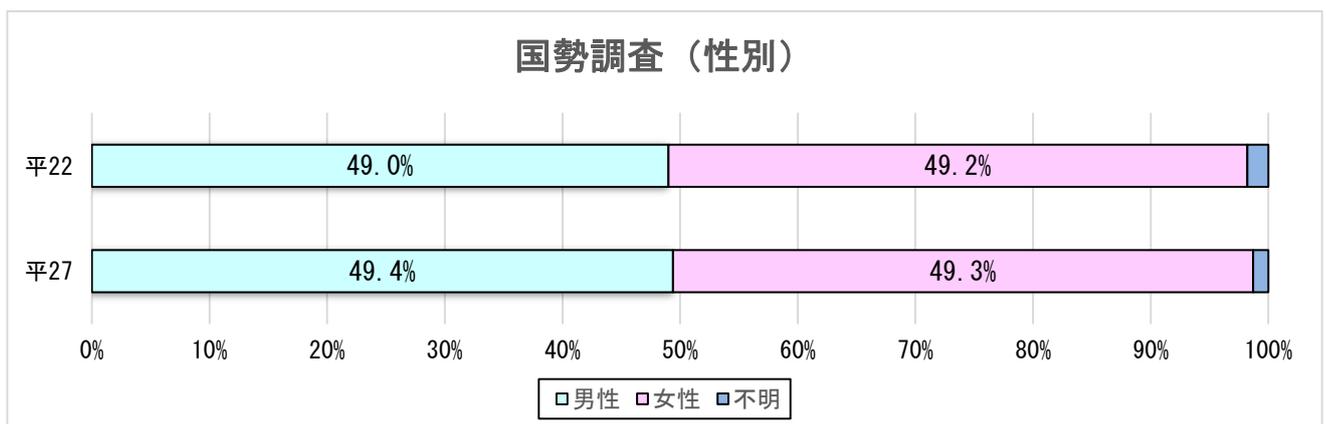
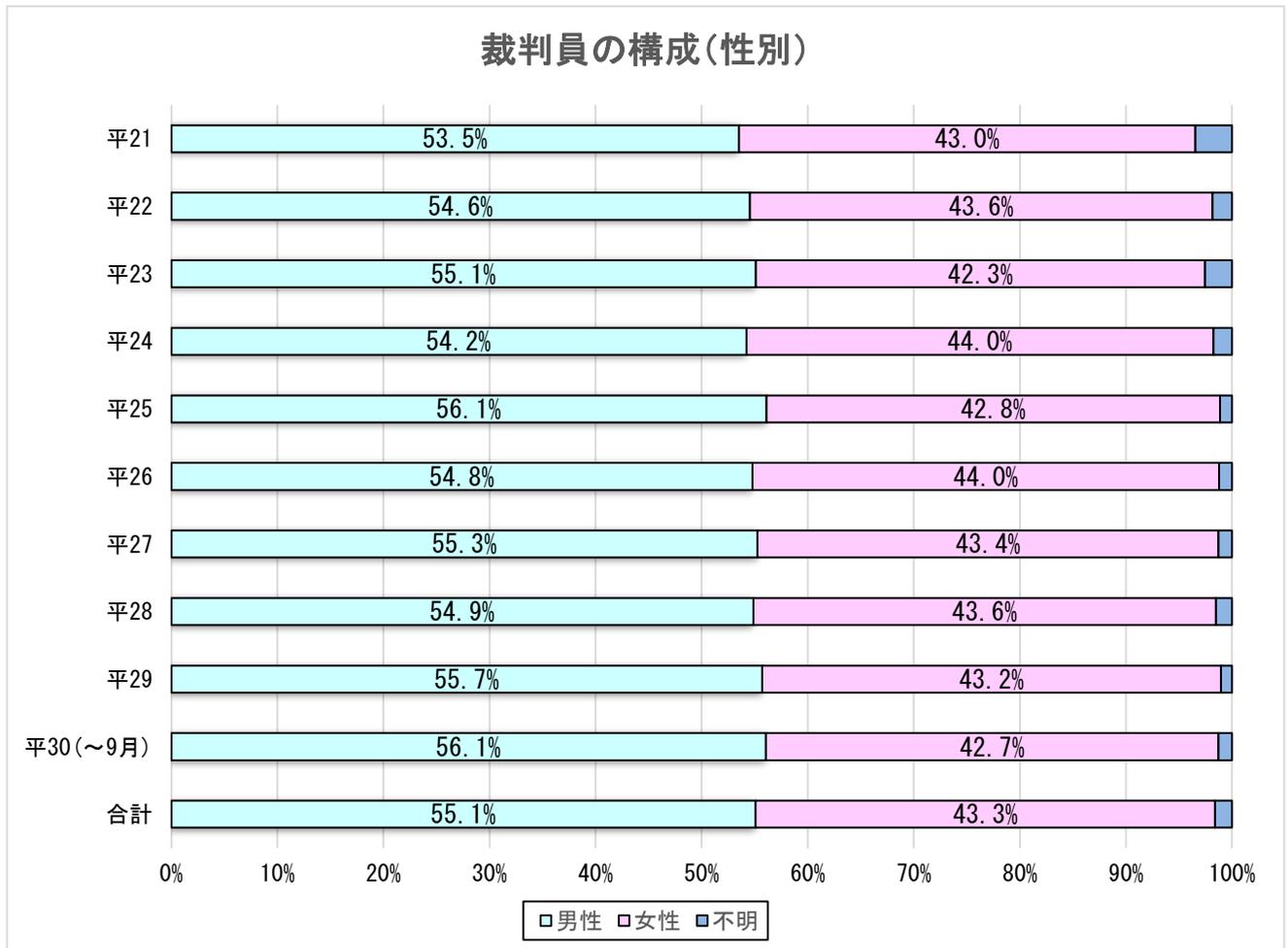
※ 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果による。

※ 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）

※ 国勢調査のグラフは、人口等基本集計から「0～19歳」、「70歳以上」及び「不明」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いた。

さらに、その割合の合計が、平成22年については96.5%、平成27年については96.6%（上の裁判員の構成グラフのうち、それぞれ対応する年の「70歳以上」及び「不明」を除いた部分の割合の合計）になるようにしてグラフを作成した。

裁判員の構成（性別）



※ 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果による。

※ 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）

※ 国勢調査のグラフは、人口等基本集計から「0～19歳」、「70歳以上」及び（年齢）「不明」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いた。
 さらに、その割合の合計が、平成22年については98.2%、平成27年については98.7%
 （上の裁判員の構成グラフのうち、それぞれ対応する年の（性別）「不明」を除いた部分の割合の合計）
 になるようにしてグラフを作成した。

裁判員が参加した合議体により審理及び裁判された事件の出席率・辞退率（平成30年）

庁名	出席率	辞退率
東京地裁本庁	66.4	59.8
東京地裁立川支部	72.1	65.2
横浜地裁本庁	76.0	65.9
横浜地裁小田原支部	73.2	63.4
さいたま地裁本庁	71.6	67.6
千葉地裁本庁	66.0	66.4
水戸地裁本庁	61.1	68.4
宇都宮地裁本庁	67.2	62.8
前橋地裁本庁	67.6	69.4
静岡地裁本庁	72.9	71.5
静岡地裁沼津支部	66.4	67.0
静岡地裁浜松支部	79.2	74.2
甲府地裁本庁	64.1	71.6
長野地裁本庁	75.0	70.3
長野地裁松本支部	76.3	69.9
新潟地裁本庁	68.2	72.8
大阪地裁本庁	69.5	64.6
大阪地裁堺支部	68.8	63.5
京都地裁本庁	60.3	70.5
神戸地裁本庁	70.6	66.3
神戸地裁姫路支部	69.4	81.2
奈良地裁本庁	69.5	63.5
大津地裁本庁	74.1	73.7
和歌山地裁本庁	63.5	73.2
名古屋地裁本庁	72.0	68.8
名古屋地裁岡崎支部	78.2	68.3
津地裁本庁	71.5	68.8
岐阜地裁本庁	81.0	73.6
福井地裁本庁	79.7	59.4
金沢地裁本庁	67.7	65.2
富山地裁本庁	73.6	69.1

庁名	出席率	辞退率
広島地裁本庁	64.8	67.7
山口地裁本庁	69.3	75.1
岡山地裁本庁	62.9	65.1
鳥取地裁本庁	67.6	80.6
松江地裁本庁	69.0	61.8
福岡地裁本庁	59.6	67.7
福岡地裁小倉支部	65.7	67.6
佐賀地裁本庁	70.6	69.5
長崎地裁本庁	60.2	75.4
大分地裁本庁	71.6	66.7
熊本地裁本庁	69.3	67.1
鹿児島地裁本庁	57.3	67.0
宮崎地裁本庁	74.0	61.5
那覇地裁本庁	49.9	61.7
仙台地裁本庁	74.5	64.1
福島地裁本庁	62.0	70.2
福島地裁郡山支部	72.1	71.1
山形地裁本庁	68.4	72.5
盛岡地裁本庁	80.6	65.8
秋田地裁本庁	67.7	71.9
青森地裁本庁	65.8	65.9
札幌地裁本庁	74.3	69.0
函館地裁本庁	66.7	65.8
旭川地裁本庁	68.1	67.8
釧路地裁本庁	60.6	71.0
高松地裁本庁	73.3	67.5
徳島地裁本庁	66.5	76.2
高知地裁本庁	53.3	71.0
松山地裁本庁	66.8	68.3

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合(%)をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 「辞退率」とは、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)をいう。

4 速報値である。